

船橋市地域防災計画(案)に対する意見募集 (パブリック・コメント)結果

船橋市地域防災計画(案)に対して市民の皆さまからお寄せいただきましたご意見及びそれに対する本市の考え方について、取りまとめましたので公表します。

1. 意見募集(パブリック・コメント)の実施概要

(1) 意見の募集期間

- 令和3年12月15日(水)～令和4年1月14日(金)

(2) 意見の募集方法

- 広報ふなばし(令和3年12月15日号)及び市ホームページに意見募集(パブリック・コメント)のお知らせ掲載
- 危機管理課、行政資料室、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・公民館・図書館及び市ホームページにおいて、計画(案)を公表

(3) 意見を提出できる方

- 船橋市内に住所を有する方
- 船橋市内に通勤または通学されている方
- この案に関し、利害関係を有する方(市内で事業を営む方など)

(4) 意見の提出方法

- 郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれかの方法

(5) 意見の数

- 9件(提出者2名)

2. お寄せいただいたご意見と市の考え方

No.	ページ	ご意見	市の考え方
1	—	掲載の防災にあたる方々の、非常時を想定した訓練が必要だと思えます。年1回ぐらい、全職員参加の訓練があるといいのではないのでしょうか。	<p>本市では、現在、年に1回の総合防災訓練において、避難所運営にあたる職員が参加する訓練を実施するとともに、庁内の各部局において年間の訓練計画を策定のうえ全職員が参加する訓練を実施しております。</p> <p>今後も職員の災害対応能力の向上に努めてまいります。</p> <p>(関連ページ:地震 1.1-9~12)</p>
2	—	仮設住宅や備蓄倉庫の設置場所の確保。群馬県藤岡市では、そのために「緊急防災減災事業債」充当率100%で防災公園を作っています(維持管理は市)。遺体安置所の確保も大切ですが、家を失った人たちが住める場所、備蓄場所を作ってください。	<p>応急仮設住宅の建設にあたっては、面積条件等を満たす用地について、事前に45か所の候補地を選定しており、大規模な災害が発生した場合には、応急仮設住宅の建設を行う千葉県と連携して、住環境の確保を行ってまいります。</p> <p>(関連ページ:地震 2.12-3~6、資料15)</p> <p>なお、食料品等の備蓄にあたっては、市内8か所に設置している防災倉庫や行田の防災備蓄センター及び各避難所の備蓄倉庫等に備蓄を行っております。</p> <p>(関連ページ:地震 1.7-2)</p>
3	—	本庁舎が被災した場合に対策本部が置ける場所の確保。第二庁舎?があると聞いていますが、水害の際は本庁舎同様被災する恐れがあります。道路冠水や電源喪失があっても関係者が協議できる場所、もしくは態勢作りを。	<p>災害対策本部について、本庁舎に設置することが不可能な場合には、消防指令センター6階に設置するものとしております。</p> <p>なお、消防指令センターが使用不可能な場合には、本部設置場所として適した施設等について検討することとなります。</p> <p>いただきましたご意見をふまえ、本部設置場所等について検討を進めてまいります。</p> <p>(関連ページ:地震 2.1-13)</p>

No.	ページ	ご意見	市の考え方
4	—	国土交通省が進める河川・道路管理光ファイバーネットワークなど、災害時の通信手段の整備。すでに行っていたらお許しください。	災害時の情報連絡にあたっては、災害時優先電話の確保や MCA 無線、衛星電話等を整備することで、確実な情報連携が図れるよう、対策を行っております。 (関連ページ:地震 1.2-5~8)
5	—	排水ポンプ車の購入と、市職員による操作訓練。多摩川水系の流域治水プロジェクトで行っています。また豪雨時や台風による高潮の際は、市南部は道路冠水が深刻で、排水ポンプ車が被災地に行けない状況が生まれると予想されます。そのための準備も必要だと思います。	本市では水防活動に資する資材として排水ポンプの備蓄を行っており、水害等に活用するものとしております。 また、市では対応が不可能な場合には、建設業協同組合や国土交通省が所管する緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)等の他機関へ協力を要請するものとしております。 (関連ページ:地震 2.16-3)
6	—	住民との密な連携、防災情報の PR。日ごろから広報ふなばしなどの紙媒体で、災害時の行動やマイタイムラインの作り方など、きめこまやかに発信を。庁舎内ポスターもいいのでは？ 市民にネットで情報取得を求めるだけでは、被災者は減らせません(日ごろからネットで情報を得る努力をしている人は少ないです)。地震、水害、強風等、災害によって行動は異なると思いますので、ぜひ何も知らない市民目線で発信を。	住民との連携に関しては、年に1回の総合防災訓練をはじめ、まちづくり出前講座や、市民向けの説明会等を通じて、災害リスクや災害時の行動等について啓発を行っております。 (関連ページ:地震 1.1-11)
7	地震 1. 1- 3	【自主防災組織関連】 大地震時などでは地域の被災状況もなかなか掴みきれないが、ある程度把握できたとした時の「防災関係機関への連絡方法」をどうすれば良いのかを明示しておく必要があるのでは？	市内の被災状況については、市の各セクションにおいて確認を行うこととなっておりますが、自主防災組織や自治会等にて被害等を発見した場合等で対応を要する場合には、市の相談窓口にご連絡いただくか、各地区の避難所担当者に相談をいただくこととなります。 市の相談窓口の電話番号等については、災害等発生時に市ホームページ等でご案内させていただきます。

No.	ページ	ご意見	市の考え方
8	—	<p>【防災訓練関連】</p> <p>昨年末に実施された避難所開設関連では、現実に災害が起きた時にどうすれば良いのかが掴みきれないと思います。避難所開設訓練動画は YouTube で UP されてはいますが、「災害救援ボランティア講座」で行ったような模擬訓練も取り入れるようにしてはどうでしょうか？(防災計画と直接関係ないかも知れませんが)</p>	<p>本計画では、総合防災訓練等の実施にあたっては、総合防災訓練実施要綱を定め実施するものしており、毎年度、各関係機関と協議のうえ、実施方法等を決定しております。</p> <p>実施方法等につきましては、いただきましたご意見等をふまえ、検討を進めてまいります。</p> <p>(関連ページ:地震 1.1-9~12)</p>
9	—	<p>【その他】</p> <p>船橋市防災計画に書かれている「自主防災組織系統図」の班構成例と、「ふなばし防災ナビ」「自主防災組織」で書かれている班構成例が違っていますが、合わせては如何でしょうか？</p> <p>また、「ふなばし防災ナビ」のそれには安否確認班が入っています。住民の安否確認を確実に実施するのは至難ですが、必要な気はします。専門家の方のご意見もお聞きしたい。</p>	<p>ふなばし防災ナビや本計画において記載している自主防災組織系統図の班構成についてはあくまでも構成の例ですので、各自主防災組織が設置されている地域の実情に応じて班を設置していただくことを想定しております。</p> <p>なお、各刊行物等における表記等については、今後、内容の修正等と併せて統一するよう検討させていただきます。</p> <p>(関連ページ:地震 1.1-3)</p>

※ ご意見については、原文のまま掲載しています。